

## 職務権限規程

### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター（以下「この法人」という。）の職務権限を定め、業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

### (法令等の順守)

第2条 理事及び各施設の長は、法令、定款及びこの法人が定める規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

### (代表理事の職務)

第3条 代表理事は、定款の定めるところにより、この法人を代表して業務を統括する。

### (理事の職務)

第4条 理事は、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。また、代表理事を補佐し、状況に応じて代表理事の職務を代行する。

### (事務局長の職務)

第5条 事務局長は、法令、定款及びこの法人が定める規程等を順守し、その業務を管理、運営する。また、各施設の職員について、その労務を管理する。なお、人事、給与に関する事柄については、代表理事に相談、報告を行い、判断を仰ぐものとする。

### (決裁権限)

第6条 決裁については、担当部署で起案し事務局長及び代表理事の承認により完了する。

### (補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

### (改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は、令和5年6月1日から施行する。